

「令和8年度軽自動車税(種別割)納税通知書印字等業務」に関する 提案募集要項

1 業務の目的及び募集趣旨

(1) 軽自動車税(種別割)納税通知書に係る印字等の業務(以下「納税通知書印字等」という。)のアウトソーシング

軽自動車税(種別割)の納税通知書は、極めて重要な個人情報等を有しており、また、納税通知書の発送日までの間に十分な期間を確保することが困難なことから、誤封入が生じないように封入物や封入件数等の確認作業など各種工程を設けて注意を払いながら、可能な限り短期間に作業を完了させるよう封入封緘作業等を行う必要があります。

この点、今日の発達した機械的な技術力や電子計算機を活用した封入封緘作業等は、個人情報の取扱いに係る安全性が確保されていることはもちろん、短期間で効率的かつ安定的に履行可能となっています。そこで、納税通知書の作成等に係る一連の業務を、民間事業者で培われた技術やノウハウを活用することで、納税通知書の発送に遅滞や誤封入などの不適切な事態が生じないよう、適切かつ効率的に行うとともに、一層の納税者からの信用と信頼の確保を図るものとします。

(2) 同封チラシ等のデザイン

軽自動車税(種別割)の納税通知書に同封しているチラシ及び送付用封筒については、納税者の方々により理解していただけるよう、その掲載内容に留意するほか、見やすいデザインである必要があります。

については、仕様書に掲げる原稿内容を踏まえ、民間事業者の持つアイデアや工夫、技術を活用し、そのデザインについて、ユニバーサルデザインを取り入れたより良いものとするを目的とします。

2 業務の名称

「令和8年度軽自動車税(種別割)納税通知書の作成等」(案)

3 業務の内容

- (1) 一般分及び口座振替分納税通知書(当初分)の印字プログラムの作成
- (2) 一般分及び口座振替分納税通知書の作成
(一般分及び口座振替分ともに、当初分と例月分の2種類作成する。)
- (3) 軽自動車税(種別割)のお知らせ(同封チラシ)の作成
(一般分納税通知書(当初分)及び口座振替分納税通知書(当初分)に同封する。)
- (4) 一般分及び口座振替分納税通知書の封筒3種類の作成
- (5) 一般分及び口座振替分納税通知書(当初分)の印字
- (6) 一般分及び口座振替分納税通知書(当初分)の裁断
- (7) 一般分及び口座振替分納税通知書(当初分)の機械による封入、封緘
- (8) 送付不要となった納税通知書の抜き取り
- (9) 納税通知書の各郵便局への持込み及び差出し(差出しに必要な書類の作成を含む)

4 履行期間

契約締結日の翌日から令和8年5月31日まで

※詳細は、別紙1「令和8年度軽自動車税(種別割)納税通知書印字等の委託業務に係る仕様書」のとおり。

5 契約金額の上限

年度ごとに以下のとおり上限額を設定します。

令和7年度(上記3(1)～(4)の業務) 8,658,000円

令和8年度(上記3(5)～(9)の業務) 1,890,000円

計 10,548,000円(消費税及び地方消費税相当額を含みます。)

6 参加資格要件

本業務に応募する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者としてします。

(1) 京都市契約事務規則第22条第2項に規定する指名競争入札参加資格者名簿に登録されている

者であり、かつ、公募開始日から選定結果の通知の日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止を受けていない者、又は、京都市競争入札等取扱要綱第2条第1項各号に掲げる資格を有すると認められる者。

- (2) 個人情報を取り扱うため、プロポーザル参加表明時点で「プライバシーマーク」、「JAPHICマーク」又は「ISO27001」のいずれかを取得し、停止等を受けていないこと。
- (3) 過去5年間に政令指定都市又は特別区の納税通知書の作成等に係る業務の受託実績があること。
- (4) 本市総合企画局デジタル化戦略推進室の実施する「印刷履行能力審査」に合格していること。
- (5) 過去5年間に個人情報漏えいにより本市又は他都市において競争入札参加停止措置を受けていないこと。
- (6) 本市が指定する仕様にてデータを提供し、文字コード変換および納税通知書の形に印刷するまでを一括しておこなえること。
- (7) 近畿2府4県内に事務所又は支店・営業所を有し、委託事務履行場所まで1時間30分以内に到達可能なこと。

7 募集期間（参加表明書の受付期間）

令和7年9月24日（水）から令和7年10月6日（月）午後5時まで

8 参加表明書の提出

(1) 参加表明書

本プロポーザルに参加される場合は、様式1「参加表明書」及び様式2「業務実績報告書」並びに「プライバシーマーク」、「JAPHICマーク」又は「ISO27001」の登録証の写し及び国又は地方公共団体との委託契約書の写しを募集期間内に持参又は郵送（期間内に必着）により提出してください。電子メールやFAXでの提出は認められません。

(2) 提出先

京都市行財政局市税事務所軽自動車税事務所（分室）

〒604-8171

京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566番地の1 井門明治安田生命ビル6階

TEL 075-708-7622

(3) 受付時間

午前8時45分から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までを除くほか、京都市の休日を定める条例第1条第1項に規定する本市の休日（以下「休日」といいます。）を除きます。

9 企画提案書等の提出

本プロポーザルの趣旨にふさわしく、分かりやすい企画提案書等を作成し、提出してください。

(1) 提出資料

(ア) 企画提案書（提出部数：社名入り1部、社名なし5部）

・原則としてA4縦に横書きで両面印刷とし、10枚（表紙や目次を除き、20ページ）以内を目標とし、可能な限り要点をまとめて簡潔に作成してください。

・「社名なし」分について、審査は社名を非開示に行うため、社名やこれを推認できる箇所は非表示にしたものを5部提出してください。

・提案内容については、別紙2「令和8年度軽自動車税（種別割）納税通知書印字等業務」に関する企画提案書作成要領に基づき作成してください。

(イ) 過去の受託業務において作成したチラシ・封筒（提出部数・各5部）

(ウ) 見積書（提出部数：社名入り1部、社名なし5部）

・「社名入り」分は、代表者（指名競争入札参加資格者名簿に登録されている代表者又は委任者）の押印がある見積書を提出してください。

・「社名なし」分は、社名や所在地、代表者（委任者）の記載がないものを4部提出してください。

・当該見積書は令和7年度（令和8年3月31日まで）及び令和8年度（令和8年4月1日から5月31日まで）の履行に係る積算の根拠が分かるようにしてください。

(2) 提出期限

令和7年10月9日（木）午後5時まで

(3) 提出方法

企画提案書を提出期限までに持参又は郵送（提出期限まで必着）により提出してください。電子メールやFAXでの提出は認められません。

(4) 提出先

京都市行財政局市税事務所軽自動車税事務所（分室）
〒604-8171
京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566番地の1
井門明治安田生命ビル6階
TEL 075-708-7622

(5) 受付時間

午前8時45分から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までを除くほか、休日を除きます。

(6) その他

企画提案書は、令和7年度中の履行内容と、令和8年度中の履行内容ごとに作成する必要はありません。

10 募集に関する質問及び回答

(1) 質問方法

本業務に係る質問がある場合、「質問書」（任意の様式で可。）を作成し、以下のメールアドレス宛てに「プロポーザルの質問」と件名を記入したうえで、送信してください。

【送信先】

京都市行財政局市税事務所軽自動車税事務所のメールアドレス【keijidousyazei@city.kyoto.lg.jp】

(2) 質問の受付期間及び時間

受付期間：令和7年10月1日（水）正午まで

受付時間：午前8時45分から午後5時まで

(3) 回答方法

参加表明書の提出があった全ての事業者を対象に令和7年10月3日（金）午後5時までに同書に記載されたメールアドレス宛てに回答を送信します。

(4) その他

(ア) 公平で厳正な選定を行うため、質問書による質問以外（電話、対面等）は一切受け付けません。

(イ) 参加表明書を提出されていない事業者からの質問、期間経過後の質問、その他審査等に関する問合せは一切受け付けません。

11 提案の審査等

(1) 審査方法

提出書類をもとに、本市が設置する選定委員会において評価基準（別紙3）に基づいて審査を行い、各委員が採点した点数の合計点数を委員の数で除し、最も高い評価を得たものを受託候補者として選定します。

ただし、同委員会が本業務を実施しうる能力に満たないと判断した場合、受託候補者を選定しないことがあります。

合計点が同点の場合は、見積金額（総額）が最も低い提案者を受託候補者とし、見積金額も同じ場合には、提案者から再度の見積書提出により、最も見積金額（総額）の低い提案者を受託候補者とします。

応募者が1者の場合においても、選定委員会での協議により総合的に評価の高い提案を行ったと判断すれば受託候補者として選定します。また、公平を期すため、提案者名は伏せて審査します。

なお、各年度の見積金額が前述の上限額を超えていた場合は直ちに失格とします。

企画提案書等の提出期限後、企画提案書等に関するプレゼンテーションを、令和7年10月上～中旬に本市が指定する庁舎内の会議室で実施します。詳細については別途通知します。

(2) 評価項目等

別紙3のとおり。

12 選定結果の通知

令和7年10月上～中旬（予定）に、受託候補者の決定を行います。

審査後、速やかに全ての提案者に対し、選定結果を電子メール又は文書で通知します。また、本市の

ホームページ（京都市情報館）にも選定結果を掲載します。

（通知内容は以下のとおり）

- 受託候補者名及びその他の提案者名
- 受託候補者及びその他の提案者の合計点数を委員の数で除した点数

1 3 契約の締結

受託候補者と契約に関する協議を行い、詳細な業務内容の確認及び契約価格その他の契約条件について合意に達した後に、委託契約を締結します。ただし、受託候補者と契約条件について合意に達しなかったときは、次点の提案者を受託候補者とします。

1 4 問合せ先

京都市行財政局市税事務所軽自動車税事務所（担当：鈴木、塩澤、岡田）

〒604-8171

京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566番地の1 井門明治安田生命ビル6階

TEL 075-708-7622

1 5 その他留意事項等

- (1) 提案は1事業者につき1つとし、複数の提案は認めません。
- (2) 提案書等の提出物は、選定結果の如何に関わらず返却しません。
- (3) 資料の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とします。
- (4) 仕様書等に記載のない事項又は仕様書に疑義が生じた場合は、本市と協議し、その決定に従うこととします。
- (5) 令和8年度分の事業については、予算についての市会の議決がされ、予算執行が可能となることにより効力が生じるため、予算の減額又は削減があった場合、契約を解除等することがあります。受託者はこの場合に生じた損害賠償について、本市に請求することはできません。